

**社会福祉法人 愛親福祉会 ゆう遊館デイサービスセンター**  
**介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書**  
**〈令和6年6月1日現在〉**

1、事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0248-63-2616 受付時間(月～金曜日 8:30～17:00)

担当者 ゆう遊館デイサービスセンター管理者 小西 秀明

2、ゆう遊館デイサービスセンターの概要

(1)提供するサービスの種類

事業所の名称	社会福祉法人 愛親福祉会 ゆう遊館デイサービスセンター
所在地	福島県須賀川市滑川字関ノ上 26 番地 4
介護保険事業所番号	0770700722
サービスを提供する地域	須賀川市全域、郡山市安積町

(2)当事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計	職務内容
管理者	1名(兼務)		1名	当センターを統括します。
生活相談員	2名(兼務)		2名	日常生活の相談に応じ適宜生活援助を行います。
機能訓練指導員	2名(兼務)		2名	機能訓練を行います。
看護職員	2名(兼務)		2名	日常生活上の介護並びに健康維持のための相談、助言等を行います。
介護員	6名(兼務)		6名	

(3)当施設の設備の概要

定員 30 名(予防通所介護・通所介護を含む) 送迎車 4 台 浴室 2 室 静養室 1 室

(4)営業日および営業時間

営業日:月曜～金曜日 営業時間:9時20分～16時30分の間とする。

定休日:土曜日、日曜日、祝祭日、お盆(8月13日～8月15日)、年末年始(12月29日～1月3日)

3、サービスの内容

- ①サービス計画書の立案作成 ②食事 ③入浴介助 ④介護 ⑤運動器機能向上訓練  
 ⑥口腔機能向上サービス ⑦生活相談 ⑧健康管理 ⑨レクリエーション ⑩送迎

4、料金

(1) ①基本料金 (介護予防・日常生活支援総合事業)

介護度	1ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援1	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

②同一建物に対する減算

同一建物(ケアハウス)から通う方は基本料金よりそれぞれ減算されます。ただし、送迎が必要と認められる方はこの限りではありません。

介護度	1ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援1	3760円減	376円減	752円減	1128円減
要支援2	7520円減	752円減	1504円減	2256円減

③送迎料 指定地域以外は、1kmあたり70円の自己負担となります。

④サービス提供体制強化加算

(Ⅰ)・・・介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上配置されていること、もしくは勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上。

介護度	1ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援1	880円	88円	176円	264円
要支援2	1,760円	176円	352円	528円

(Ⅱ)・・・介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されていること。

介護度	1ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援1	720円	72円	144円	216円
要支援2	1,440円	144円	288円	432円

(Ⅲ)・・・介護職員の総数のうち介護福祉士が40%以上配置されていること、もしくは職員の総数のうち勤続7年以上の職員の割合が30%以上。

介護度	1ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援1	240円	24円	48円	72円
要支援2	480円	48円	96円	144円

## ⑤科学的介護推進体制加算

1月あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
	1割	2割	3割
400円	40円	80円	120円

## ⑥介護職員等処遇改善加算Ⅱ

1ヶ月あたりの利用単位数×9.0%

## ⑦送迎減算

片道につき47単位減算。ただし、次の単位数を限度とします。

要支援1・1月につき376単位(8回分)

要支援2・1月につき752単位(16回分)

※①～⑦加算は事業所の職員体制などにより都度変更がございます。

(2)食材費 670円(昼食550円 おやつ120円)

(3)その他 行事参加費、日用品(紙オムツ、歯ブラシ、歯磨き粉、化粧水、洗顔タオルなど)は自己負担になります。また延長料金は1時間につき500円となります(介護保険適用外)。

(4)くもん学習療法 希望者は利用日に学習療法を受けることができます。1か月 2200円となります。

## 5、介護予防・日常生活支援総合事業の利用の中止

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ・ 利用予定日の8時30分までにご連絡いただいた場合:無料
- ・ 利用予定日の8時30分までにご連絡がなかった場合:350円

※下記の事由に該当する場合はサービスを中止する場合があります。その場合は必要に応じ家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

- ・ 利用日の健康チェックの結果、体調が優れないと判断された場合。
- ・ 利用中に体調の変化があった場合。
- ・ 利用者が事業者やサービス従業者及び他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

## 6、お支払い方法

サービスの利用月ごとに請求いたしますので、請求日より30日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書の発行をいたします。お支払い方法は下記よりお選びください。

a 窓口での現金支払い b 銀行自動振替での支払い

c 銀行振込 下記の指定口座に振り込みください、なお手数料は振込者負担となります。

大東銀行 安積支店 口座番号 1519572 普通預金 社会福祉法人愛親福祉会 理事長 横堀孝親

※ 保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は当該月の費用を全額お支払いいただきます。その際サービス提供証明書を発行します、このサービス提供証明書を市町村の窓口へ提出しますと自己負担額(保険料の自己負担分と食材費)を除く金額が払い戻されます。

## 7、サービスの利用方法

### (1)サービスの申し込み方法

まずはお電話等でお申し込みください。利用期間の決定後、契約を締結します。なお利用の予約は1ヶ月前から受け付けます。 ※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は事前に担当の介護支援専門員にご相談ください。

### (2)サービス契約の終了

①利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

1週間の予告期間をおき、文書での申し出によりいつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了します。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者が死亡した場合
- ・ 介護保険サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合

③その他 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず30日以内に支払わない場合、又は利用者が事業者や職員及び他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は契約を終了させていただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知します。また、やむを得ない事情により当事業所を縮小する場合契約を終了させていただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

## 8、利用にあたっての留意事項

### (1)送迎時間について

通常送迎時間に変更がある場合はご連絡いたします。

### (2)体調の確認について

利用日の朝、熱や血圧等体調の確認をお願いいたします。

### (3)体調不良によるサービス中止、変更

体調不良によるサービス中止、変更がある場合は利用予定日の8時20分までにご連絡ください。

## 9、事業の目的及び運営の方針

### (1)事業の目的

要介護状態等にある利用者に対して、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスを提供し、使用者の心身機能の維持増進並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### (2)運営方針

①運営する介護予防・日常生活支援総合事業は介護保険法並びに関係する厚生労働省令等の内容に沿ったものとします。

②人権を尊重し、常に利用者の立場にたった介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスを提供します。また利用者及び家族等のニーズを的確に捉えた個別の介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス計画書を作成いたします。

③関係市町村、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業所、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との綿密な連携に努めます。

## 10、緊急時の対応方法

利用者の体調に変化等があった場合は医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

#### 11、事故発生時の対応方法

万が一利用者に事故等が発生した場合は、事故対応マニュアルにそって必要な処置を講じるほかご家族や関係機関等に速やかに連絡いたします。

#### 12、損害賠償

介護予防・日常生活支援総合事業の提供にともなう、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は利用者に対して速やかにその損害を賠償いたします。

#### 13、非常災害対策

災害時の対応:防災マニュアルに沿った非難を行う。

防災設備 :屋内消火栓、防火扉、消火器

防災訓練 :避難訓練、年1回実施

防災責任者 :横堀 孝親

#### 14、サービス内容に関する苦情

##### (1) 当事業所苦情受付担当

苦情解決責任者:管理者 小西 秀明 苦情受付責任者:生活相談員 吉田奈津希

電話:0248-63-2616(受付時間 月～金曜日 8時30分～17時30分)

##### (2) 苦情解決第三者委員

湯口勇(法人監事) 電話:024-921-7551(9時～17時)

渡辺光男(法人評議員) 電話:024-951-5828(9時～17時)

##### (3) その他

上記以外に市町村等の苦情、相談窓口等でも受付けております。

須賀川市保健福祉部高齢福祉課:Tel 0248-88-8117

福島県社会福祉協議会内 福島県運営適正化委員会事務局:Tel 024-523-2943

#### 15、虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

##### (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止に関する委員会を開催して、その結果について

職員へ周知をする。

##### (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

##### (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催する。

##### (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力をする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会内で協議して職員への周知など、適切な対応を行い再発防止に努める。

##### (5) 上記の措置を適切に実施するための担当として、責任者を施設長、窓口を管理者・生活相談員とする。

#### 16、その他運営に関する重要事項

(1) 職員の資質の向上を図るため研修機会を設け、各種資格取得を推奨しております。

(2) 利用者のニーズに適切に応じるため、サービスの自己評価を実施しています。

(3) 各種ボランティア等を積極的に受け入れ交流の場を提供し、地域住民等との連携を図ります。

(4) その他、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛親福祉会の理事会、評議委員会で定めます。

#### 17、当事業所の概要

法人名称 :社会福祉法人 愛親福祉会

代表者名 :理事長 横堀 孝親

法人所在地:福島県須賀川市滑川字関ノ上 26 番地 4

電話番号 :0248-63-2616

(定款の目的に定めた事業)

(1) 第一種社会福祉事業 軽費老人ホーム ケアハウスゆう遊館の設営

特別養護老人ホーム ゆう遊館の設営

(2) 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業、老人居宅介護等事業、老人短期入所事業

(施設、事業所)

(1)ケアハウス (2)通所介護事業所 (3)訪問介護事業所 (4)居宅介護支援事業所

(5)特別養護老人ホーム (6)短期入所生活介護

#### 18、第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1、あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1、あり 2、なし
	2、なし		

【事業者】 所在地 福島県須賀川市滑川字関ノ上 26 番地 4  
名称 社会福祉法人 愛親福祉会 ゆう遊館デイサービスセンター  
介護予防・日常生活支援総合事業

管理者 小西 秀明 印

【説明者】 職氏名 印

私は契約書及び本書面により、事業者から介護予防・日常生活支援総合事業について、重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

【利用申込者】 氏名 印

【家族、代理人】 氏名 印